

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県南会津郡只見町

2 構造改革特別区域の名称

緑と水と心のふるさと特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島県南会津郡只見町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然地理的特性

本町は四方を山に囲まれ、福島県の西南、南会津郡の西北にあり、西南部は新潟県に接しています。町は高い山岳に囲まれ、その山あいを流れる4本の支流を集め、町の中央を伊南川、只見川が流れています。これらの河川を持つ只見町は荒廃した戦後の日本経済を繁栄に導いた只見方式と呼ばれる水力発電の発祥の地でもありません。

気候は日本海型に属し、わが国屈指の多雪地帯で例年11月には初雪を見、12月には根雪となって翌年4月下旬まで雪が残ります。平年における降雪量は18m、積雪量は3～4mにも達する特別豪雪地帯でもあります。

また、これらの厳しい自然は、四季それぞれに変貌する美しい山や川を有し、自然との調和が生み出す山紫水明の郷であり、緑と水が豊かな町です。

(2) 歴史文化的特性

本町の歴史は古く、縄文時代中期ごろから人々の営みがあったと推定され、江戸時代は徳川幕府の直轄地に編入され、南山御蔵入と呼ばれてきました。

明治維新後は田島民生局若松県、同年福島県に属し、明治22年町村制施行後は村の変遷をたどり、昭和30年伊北村、明和村が合併して只見村に改称、昭和34年朝日村が合併すると同時に町制を施行しました。

一方、人口、世帯数等は昭和34年2ヶ村合併により13,527人をピークにその後は只見川電源開発の中心であった田子倉ダム工事の完成に伴う就労者の転出に加え、新規学卒者の就職、進学のため若年層の町外流出が続き若年人口が激減しており、平成17年9月現在で5,409人にまで減少しています。

世帯数では昭和45年以降横ばいの状態にあり1世帯あたり人口の推移は平成2年3.21人、平成16年は2.70人となり核家族化と高齢者世帯が増加しています。

また、集落形態は大小52箇所あり、27の行政区からなり、住民自治を形成し、住民にとって身近な日常生活の諸活動を行う基盤となっていますが、高齢化社会の進行は小集落ほど著しく、日常生活に直接影響を及ぼす集落コミュニティの維持さえ困難な集落も生じつつあります。

(3) 産業的特性

本町の産業は、第1次産業である農林業を基幹産業としており、雪解けの清涼な水はうまい米作りに適し、食味の良いコシヒカリをはじめとした良質米を生産しています。また、寒暖の気温差を利用して生産される生食用夏秋トマト(南郷トマト)やリンドウをはじめとした切花の産地として農業生産性を高めているなど、水稻を中心としてトマトや花卉の複合経営が行なわれております。

さらに、近年はエコファーマーの育成により、環境に配慮した農業生産の取組により安心、安全な農作物の生産が盛んになってきております。しかしながら、農業経営基盤の脆弱さから農外収入への依存度は高く、特に建設業等の賃金収入により支えられています。こうした中、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加や後継者の不足が問題となっています。

一方、観光面においては世界自然遺産級の評価を受けたブナの原生林をはじめ、ユビソヤナギ、カタクリ、福寿草の群生地やカモシカ、ホタル等の数多くの貴重な動植物や豊かな自然が残されています。これらを活かして、現在、自然を案内するガイドや自然の中での体験活動、農業体験等を指導するインストラクターの養成を積極的に行っております。また、地域資源を活かして集落ぐるみで環境づくりに取り組み、観光者に時間を消費していただき集落の活性化につなげようとするコミュニティビジネスの取組みなど、グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進を図っており、滞在型観光地としての可能性を秘めております。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、町を訪れる観光者の多くは本町の美しい自然を目的とされています。しかしながら、観るだけの観光では従来型の観光施設を自然に置き換えただけで、滞在時間も短い上に地域経済への波及効果も低く、リピーターの獲得へつなげることは容易ではありません。

地域に残る雄大な自然と共に、そこに暮らす人々の文化・魅力を同時に伝えていくことが、リピーターあるいは本町のファンの増加につながると考えております。

「濁酒」は雪深い当町においては、長く厳しい冬における数少ないハレの日の楽しみとして、以前は親しまれていました。この郷土の文化を復活させ、訪れた観光者へ提供することにより、観光者は地域の文化に直接触れる機会が増加します。さらに、郷土料理との相乗効果で地域の特色を打ち出し、他地域との差別化を図ることにより本地域の魅力が高まります。

このように、郷土の文化を訪れた観光客へ伝え、体験させることにより、観光地としての魅力がアップし、誘客の増加につながる事となります。さらに、郷土文化を見直すことで、地域に暮らす人々が郷土に対して自信と誇りを持って、地域資源の積極的な活用をすることとなり、地域の活性化に資するものとなります。

また、加工用米としての需要が発生することにより、近年目立ち始めた遊休農地の解消につながるものと期待され、今後製造が拡大されれば、農業後継者の育成と新たな農業ビジネスの推進にも効果があるものと期待されます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町では恵まれた自然環境を活かした体験プログラム作りを推進し、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムの展開を図っております。これにより従来型の観光業から脱却し、新たな観光の確立を目指してきました。それと同時に、従事者の高齢化により衰退してきた農林業を取り込み、観光業と融合した農林業の新しい形を模索してきております。

本特区により、かつて郷土に伝わっていた食文化である濁酒の製造を通じて、生産するだけの農業スタイルから、自ら加工し消費者へ提供するという二次産業から三次産業へと発展し、農業と観光業が融合した新しい産業の形態を生み出すこととなります。これは、停滞する本町の産業の活性化の突破口となり、近年目立ち始めた休耕地の解消や担い手不足の問題の解消につながると同時に、一方で進めております地産地消の推進が図られることにもなります。

また、町では特産品づくりに取り組んでおりますが、濁酒の製造を地域の持つ伝統や郷土食を見直すきっかけとし、地域の資源を活かした特産品づくりへとつなげて参ります。

これらの取組みにより、地域独自のおもてなしをすることが可能となり、従来より備わっていた素晴らしい自然との相乗効果により、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズムの一層の推進を図り、最終的に都市農村交流人口の増加に結びつけることを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

近年、米価の下落や廉価な農産物等の輸入により農業経営も厳しい状況にあり、観光と連携を図った農業経営や農産物直売所等の設置による地産地消の推進を図り地域資源を活用した取組みが必要となっております。

エコツーリズムやグリーンツーリズムの取組みは交流人口の増加を図り、この地域を訪れる人たちに只見地域の豊かな自然の魅力伝えておりますが、本計画により、今後地域の伝統食と濁酒の提供により地域の魅力をより高め、四季を通じたツ

ーリズム・交流事業を展開していくことが可能となります。

豊かな山や川の資源を使った郷土料理と米どころ会津只見の良質米を活用した濁酒の提供は新たな観光資源として期待されます。また、米をはじめ伝統食の食材供給により地域の農林産物の生産や消費が拡大されると同時に、雇用の促進と冬期間の仕事づくりが図られ、さらに交流人口の増加により今後宿泊観光客の増加も見込まれます。以上のことから、本計画により農業と観光が結びついた取り組みが図られ、地域に与える経済的な波及効果は大きいものがあります。

観光客の推移と経済効果

平成 18 年は現在濁酒製造に取り組む予定の方が実施した場合に、それに伴いグリーンツーリズム（G T）の入込み数が平成 16 年比 30%、町全体の観光入込み数は 15% 増と予想されます。

さらに平成 20 年には現在検討中の 2 名の方が実施に移すと予想されることから、G T では更に 25%、町全体の観光客数では 20% の増が期待されます。

	平成 16 年度	平成 18 年度目標	平成 20 年度目標
濁酒製造件数	0 件	1 件	3 件
グリーンツーリズム入込み人数	3,000 人	4,000 人	5,000 人
うち宿泊人数	2,900 人	3,500 人	4,500 人
町全体の観光客数	261,890 人	300,000 人	360,000 人

農産物の生産、消費拡大の推移

（単位：a）

	平成 16 年度	平成 18 年度目標	平成 20 年度目標
米	40,119	41,010	42,050
うるち米	38,000	38,000	38,000
もち米	2,119	3,000	4,000
酒 米	0	10	50
野菜	5,900	7,200	8,600
夏秋トマト	900	1,000	1,100
大 根	1,100	1,200	1,500
その他の野菜	3,900	5,000	6,000
花卉類	931	955	1,000
リンドウ	515	525	550
カスミソウ	213	220	230
その他の切花	203	210	220

8 特定事業の名称

707：特定農業者における濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 地産地消推進と特産品開発によるアグリビジネスの推進
現在の本町における農業生産は、市場向けの系統出荷が主であり、同時に栽培されている自家用野菜は需要があるにもかかわらず、供給システムが無いために余剰生産分が無駄になっています。この需要と供給をつなぐ役割として直売所の整備・育成をし、地産地消を推進するものです。また、地域に眠る伝統や文化あるいは素材を活用し地域ならではの特産品を開発することで、地域の独自性を打ち出し新たな地域内需要を創造いたします。
- ・ 特区内で開催されるイベントとのタイアップ
本町では冬の最大イベント「只見ふるさとの雪まつり」に代表される大小様々なイベント、行事が例年開催されております。それらのイベントや行事等に濁酒を提供することにより、イベント等への誘客効果を高め、他地域との差別化と濁酒の利用拡大を図ります。
- ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進
従来の開発型観光から脱却し、地域にある自然、伝統、文化そして住む人の温かい心を素材とした体験活動、ツアーの実施を推進します。同時に、ガイドやインストラクターの育成、組織化を図り、集落と連携した受入れ体制、環境づくりを推進することで、地域経済の活性化を図ります。また、都市部からの旅行者をもてなすことを通じ、地元暮らしの人々が地域の暮らしの良さを再認識し、地域の自然や伝統を守りながら集落の活性化を図ります。
- ・ 新規農家民宿開業の支援
今後、新たに農家民宿や農家レストランを開業する希望が出てくることが予想されます。個人での開業はもちろん、集落での共同の取り組みとしての形態も予想されるため、産業支援としてだけでなく、地域活性化としても積極的な支援を図っていきます。
具体的には、関係部署との連絡調整や経営指導、団体であれば組織体制作りの助言・指導等。

(別紙)

1 特定事業の名称

番 号：707

特定事業の名称：特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

福島県南会津郡只見町の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する認定計画特定農業者が濁酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

全国各地でグリーン・ツーリズムが展開されており、本町でも都市農村交流の推進を図る目的でグリーン・ツーリズムを展開しているところである。しかしながら、全国的な展開の一方で、地域のアイデンティティーや本物志向といった他地域との差別化の必要性に迫られている。本町においては只見川水系に代表される豊かな水や、世界遺産級のブナ林を始めとする恵まれた自然環境を活かしながら、地域独自の伝統や文化を伝えることで他地域との差別化が図られる。「特定農業者による濁酒の製造事業」を導入することで、本町では古くから、ハレの日の振る舞いとして楽しまれてきた歴史のある「濁酒」を復活させ、また地産地消の推進を図りながら、本町を訪れた人と共に地元の人々が郷土の文化を楽しみ、再認識することで地域の活性化を目指し、新たなグリーン・ツーリズムの展開を図ろうとするものである。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。